

佐賀県公共ネットワーク光ファイバ貸付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀県公共ネットワーク光ファイバ貸付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、佐賀県公共ネットワーク光ファイバ（以下「本光ファイバ」という。）の貸付に関する事務手続、接続仕様について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 監視 本物件に断線、不通などが無く、正常な通信状態にあることを確認することという。
- 二 保守 本物件を物理的に正常な状態にあることを維持することという。
- 三 借受者の占有物件 要綱第13条第4項の規定に基づき借受者が設ける引出用ケーブル、クロージャ等をいう。
- 四 通信設備 光ファイバケーブル及びクロージャ、借受者の占有物件、借受者以外の占有者の占有物件等をいう。
- 五 接続工事 要綱第12条に基づき、借受者が行う工事をいう。

(貸付の手続き)

第3条 貸付の申請から貸付決定に至る事務手続は、以下のとおりとする。

- (1) 佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線借受申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類の作成
- (2) 県との事前協議（申請者から県）
- (3) 申請書の提出（申請者から県）
- (4) 内容の審査（県）
- (5) 貸付決定（県から申請者）

(申請書等の作成)

第4条 申請書及び添付書類の作成については、以下のとおりとする。

- (1) 申請に必要な書類は、申請書（様式第1-1号）及び添付書類とする。
- (2) 添付書類は接続回線等明細書（様式第1-2号）、構築システム説明書（様式第1-3号）その他参考書類とする。参考書類は、必要に応じて提出する。
- (3) 申請書記載における留意点
 - ①接続クロージャ
借り受ける接続クロージャの名称をすべて記入すること。

- ②借受の目的及び借受を必要とする理由
できるだけ具体的に記入すること。

(変更)

第5条 借受変更申請書及び添付書類については、以下のとおりとする。

- (1) 借受者が既に貸付決定を受けた目的の範囲内で機器増設や接続仕様等の変更を行う場合には、佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線借受(変更)申請書(以下「借受変更申請書」という。)(様式第2号)及び添付書類を提出すること。
借受変更申請書には、借受内容の変更が明らかになるように変更する設置機器、システム、接続仕様等を具体的に記入すること。
- (2) 添付書類は、県との協議の中で必要に応じて提出すること。
- (3) その他の変更手続については、第3条の貸付決定の手続を準用すること。

(事前協議)

第6条 申請者は、申請を行う前に必ず借受申請書に必要事項を記載の上、本光ファイバとの接続に係る技術的な整合性や構築するシステム及びネットワーク等について、県と協議しなければならない。

(提出先)

第7条 借受申請書及び添付書類の提出先は、以下のとおりとする。

佐賀県統括本部情報課 ネットワーク担当

T e l : 0 9 5 2 - 2 5 - 7 3 9 0

E-mail : jouhou@pref.saga.lg.jp

(内容の審査)

第8条 審査は、要綱における関係規定の適合性のほか、本光ファイバと接続するために必要な申請者の技術力の有無等を勘案しながら行う。ただし、取出口設置スペースの制限等により、貸付決定がなされない場合があるので、あらかじめ留意すること。

(貸付決定)

第9条 貸付決定については、以下のとおりとする。

- (1) 貸付決定書の交付

本光ファイバの貸付けを決定する場合には、貸付決定通知書(様式第3号)を交付する。

- (2) 貸付変更決定書の交付

本光ファイバの使用について、設置機器、システム、接続仕様等の変更を許可する

場合は、貸付変更決定通知書（様式第4号）を交付する。

（情報公開）

第10条 情報公開については、以下のとおりとする。

- （1） 借受者は、原則として利用内容等の情報を県のウェブサイト等で公開することに承諾しなければならない。
- （2） 借受者は、公開を承諾するために本光ファイバ貸付けに係る情報公開承諾書（様式第5号）を提出しなければならない。

（連絡体制）

第11条 県から借受者への連絡は、原則として接続回線等明細書（様式第1-2号）に記載されたネットワーク管理者にメール等にて行う。

また、借受者は、ネットワーク管理者又は事務担当者の氏名、連絡先、メールアドレス等及び借受団体名の住所、名称及び連絡先などに変更があった場合は、県に速やかに報告しなければならない。

（接続仕様等）

第12条 接続仕様等については、以下のとおりとする。

- （1） 本光ファイバを使用するに当たり、必要な伝送・中継設備その他の付属物は借受者自らの費用により設置し、維持管理を行う。
- （2） 本光ファイバと借受者が所有する光ファイバ芯線を、佐賀県が所有するクロージャ等接続盤内において接続する。接続については、県の立会いの下、借受者の責任において施工する。

なお、架空設置のクロージャ等接続盤内における接続にあたっては、借受者は県が所有するクロージャ等接続盤に併設してクロージャ等接続盤を設置するものとし、設置するクロージャ等接続盤はコネクタ接続型を採用するなど、障害切り分けが迅速かつ容易に可能な仕様とすること。

- （3） 本光ファイバに接続するために情報ボックス内設置のクロージャ等接続盤内を開閉する条件は、次のとおりとする。
 - ① ゴムパッキン類の取り換えを行うこと。
 - ② 乾燥剤（シリカゲル）の取り換えを行うこと。
 - ③ ガスフラッシュテストを行うこと。
 - ④ 前項の施工内容とあわせ、①～③の結果を県に報告すること。
- （4） 本光ファイバ同士の接続が必要な場合は、県が所有するクロージャ等接続盤内において接続する。接続については、県指定の維持管理業者が借受者の負担により施工する。

(5) 本光ファイバに接続する県が所有するクロージャより本光ファイバ側は県が、借受者が所有する光ファイバ芯線側は借受者が、それぞれの責任において適切な品質に維持管理する。

(保守区分)

第 13 条 保守区分は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 借受者の占有物件の保守 借受者
- 二 本光ファイバの監視 借受者
- 三 本光ファイバの保守 県

(注意義務)

第 14 条 県及び借受者は、本光ファイバが重要な通信設備であることを十分に認識し、その保守には細心の注意を払わなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 15 条 県及び借受者は、保守の実施にあたっては、関係法令等を遵守するものとする。

(占有物件の明示)

第 16 条 借受者は、借受者の占有物件に管理者名、設置年、芯線数等を明示しなければならない。

(維持管理の計画実施)

第 17 条 県は、本光ファイバを良好に維持する為、巡視点検及び試験を計画的に実施するものとする。

- 2 県は、前項の巡視点検及び試験の結果、本光ファイバに異常が認められる場合には、借受者と協議の上必要な処置を講ずるものとする。

(回線停止作業の計画)

第 18 条 県は、工事又は保守等により本光ファイバの運用を停止する場合は、別紙 1 の処置フローにより事前に借受者に対して回線停止を通知し、借受者の了解を得て実施するものとする。

- 2 県は、原則として回線停止の一ヶ月前までに、借受者に対して書面により前項の通知を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。
- 3 工事又は保守等により、借受者が借受けている本光ファイバの亘長が 500m 以上増減となる場合は、県はケーブルの増減距離と区間伝送損失の予想変化を借受者へ通知するものとする。

4 県は、本光ファイバの敷設ルートの変更等の工事計画内容について、必要により借受者に提供するものとする。

(回線停止作業の実施)

第 19 条 県は、作業開始前、作業終了後、その他必要により借受者に連絡を行うものとする。

2 借受者は、県から作業終了連絡を受けたときは、必要により復旧確認試験を行うものとする。この結果、本光ファイバの区間伝送損失が、別途定める技術仕様を満たさないことが認められた場合は、借受者は県に対し改修を請求することができるものとする。

3 県は、借受者から前項の請求を受けた場合は速やかに改修を行うものとする。

(工事の施行)

第 20 条 県は、県の施工する工事により、本光ファイバに影響を及ぼすおそれがあるときは、必要に応じ借受者に対し立会を求め、予め協議を行うものとする。

なお、災害復旧等緊急の工事を施工しようとするときは、借受者に通知することにより、工事を施工できる。また、工事の施工にあたっては、通信設備に支障が生じないように必要な措置を講じなければならない。

2 借受者は、本光ファイバとの接続工事等を行う時には、接続工事着手届（様式第 6 号）を県に提出しなければならない。

(費用の負担)

第 21 条 保守に要する費用は、第 13 条に定める保守区分に基づき、県及び借受者がそれぞれ負担する。

(事故等の責任)

第 22 条 工事等に起因する事故の責任は以下のとおりとする。

事故要因等	県	借受者	第三者
①県が行う工事	有責	責任なし	—
②借受者が行う工事	責任なし	有責	—
③第三者に起因する事故等	責任なし	責任なし	有責

2 通信設備に対する雨水等の浸入については、通信設備を直近で取り扱った者に責任があるものとする。ただし、雨水等の浸入が通信設備への直近の取扱いから 1 年以上経過

している場合及び雨水等の浸入の原因が他にあることが明白である場合は、この限りではない。

- 3 本条に定められていない事項又は疑義が生じた場合については、県、借受者及び事故原因者等の間において、協議するものとする。

(事故発生時の連絡体制)

第 23 条 要綱第 17 条で定める事故発生時の処理における連絡フローについては、別紙 2 のとおりとする。

(損害又は紛争の処理)

第 24 条 第三者に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者において解決しなければならない。

(その他)

第 25 条 要綱又はこの要領に定めのない事項若しくは疑義を生じた事項については、その都度県と借受者が協議するものとする。

附則

この要領は、平成 15 年 3 月 25 日から施行する。

附則

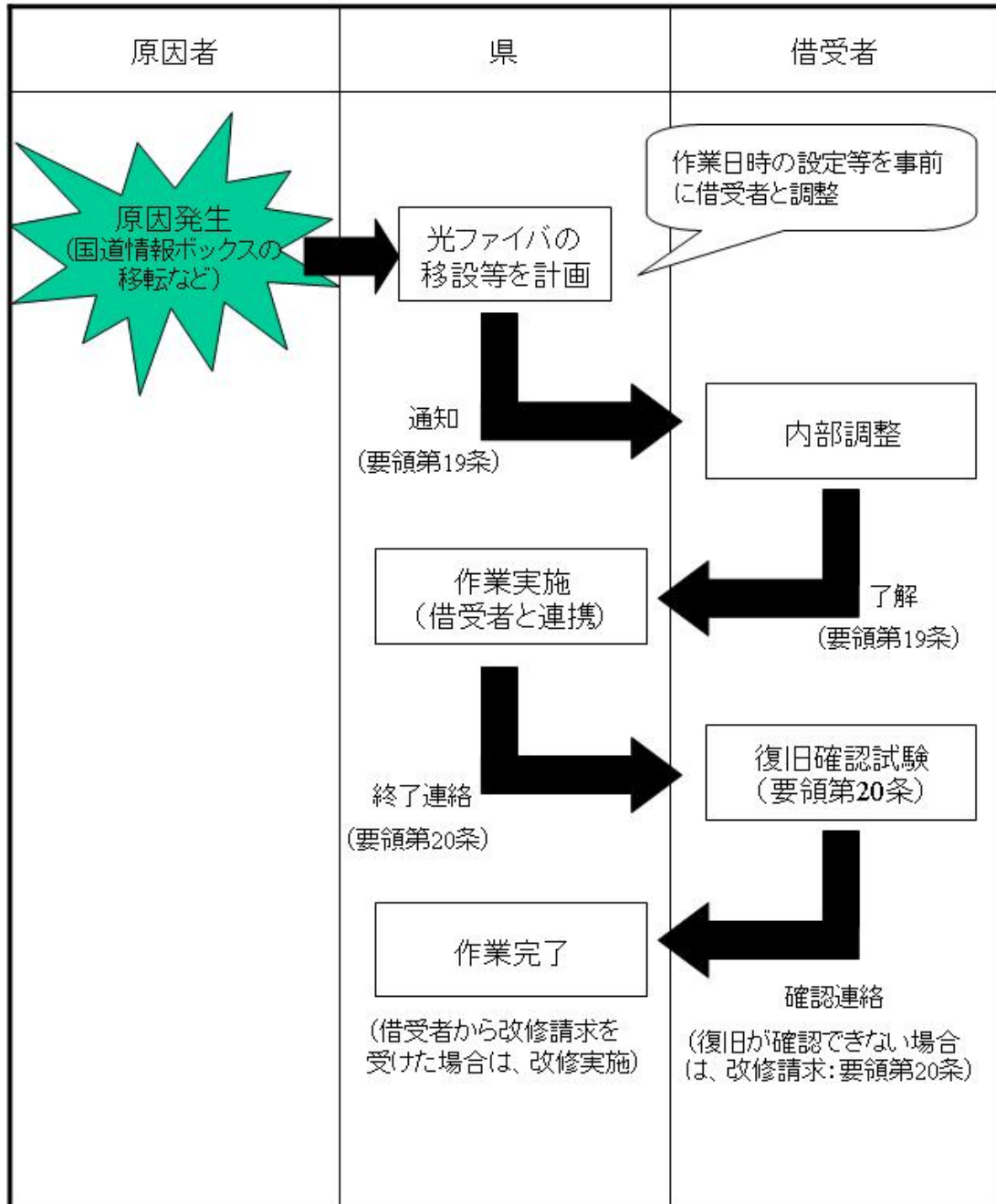
この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 21 年 3 月 31 日までに賃貸借契約を締結している本光ファイバについては、賃貸借契約を変更した日からこの要領を適用する。

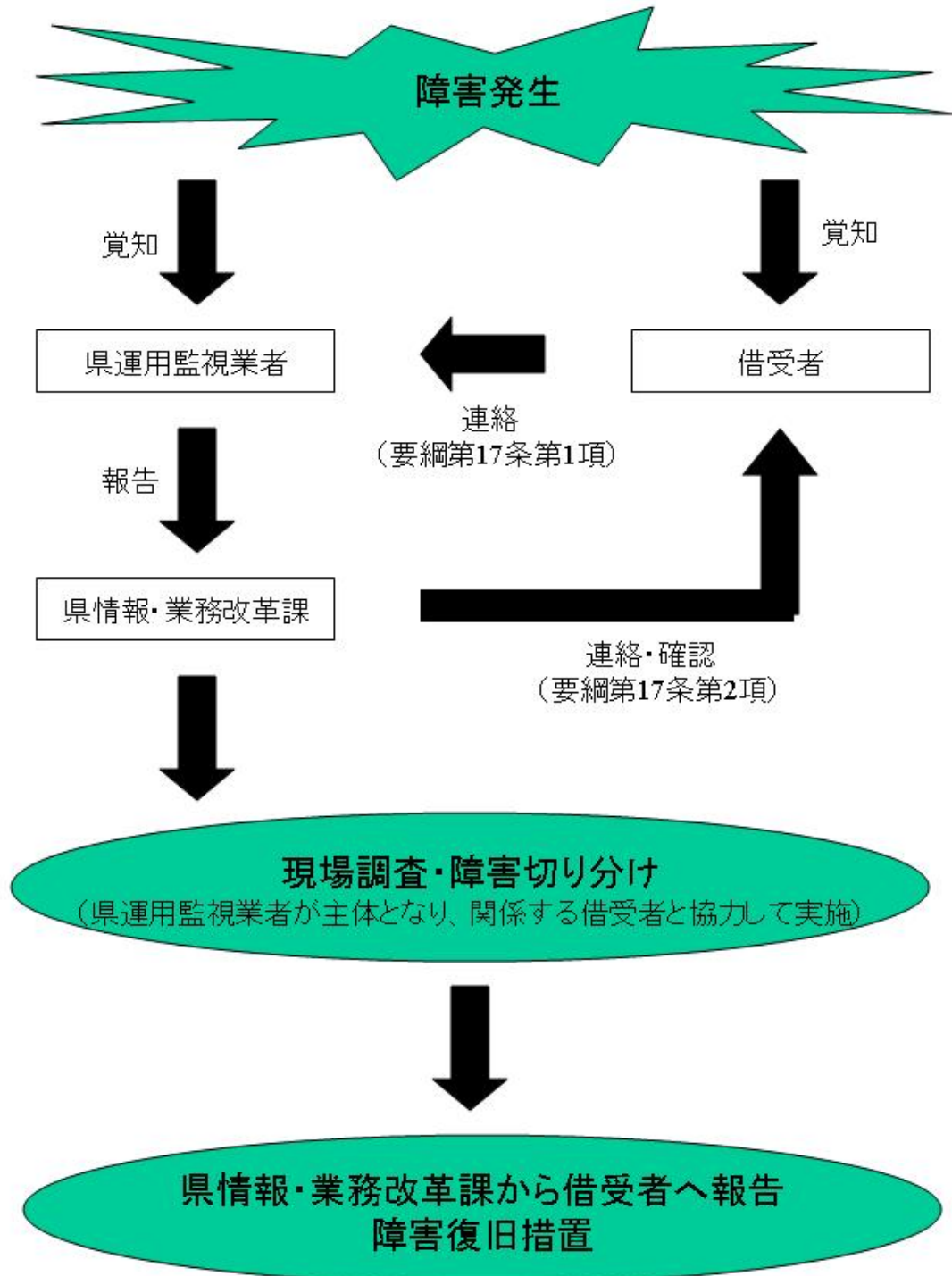
附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1 : 回線停止の処置フロー (要領第19条)



別紙 2 : 事故発生時の連絡体制 (要領第24条)



様式第 1—1 号

佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線借受申請書

平成 年 月 日

佐賀県統括本部情報課長 様

〒

住所（所在地）

氏名（名称）

印

電話番号

次のとおり、佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線を借り受けたいので申請します。

借受目的	
借受を必要とする理由	
接続予定 クロージャ *すべて記入 する事	
希望する芯線 数・区間	
芯線数の積算 根拠	
備 考	

接続回線等明細書

借受 団体名	
-----------	--

1 ネットワーク管理者等氏名・連絡先

ネットワーク管理者		事務担当者	
氏名		氏名	
電話番号		電話番号	
夜間電話		夜間電話	
携帯電話等		携帯電話等	
Eメール		Eメール	

2 引込回線

接続予定クロージャ	光ファイバ種別	伝送速度 (bps)	回線数	備考

様式第1—3号

構築システム説明書

1 構築システムの概要

2 佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線接続構成図

※接続構成図を作成のうえ、提出してください。

【記入上の注意】

- ①上記様式に収まらない場合は、適宜別紙とすること。
- ②サービスエリア・利用者等に関する資料及び約款を添付すること。

様式第2号

佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線借受変更申請書

平成 年 月 日

佐賀県統括本部情報課長 様

〒

住所（所在地）

氏名（名称）

印

電話番号

次のとおり佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線貸付決定の内容について変更したいので申請します。

貸付決定年月日	平成 年 月 日	
	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
備考		

※必要に応じて、変更の内容に関する資料を添付すること。

様式第3号

佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線貸付決定通知書

情報第号
平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社
〇〇〇〇 〇〇〇〇 様

佐賀県統括本部情報課長

平成 年 月 日付で提出のあった佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線借受申請書について、佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線貸付要綱及び佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線貸付事務取扱要領に基づく審査の結果、下記のとおり貸し付けることに決定したので通知します。

なお、同封の契約書2通に記名押印のうえ、平成 年 月 日までに、佐賀県統括本部情報課へ提出してください。

記

1 貸付目的

2 貸付物件の種類

3 貸付区間（距離）及び芯数

4 備考

次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けの決定を取り消し、現状復帰を命じることがあります。

- (1) 本貸付決定通知書及び佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線賃貸借契約書に記載されている内容及び条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な方法により貸付けの決定を受けたとき。
- (3) その他管理者が特に必要と認めたとき。

様式第4号

佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線貸付変更決定通知書

情報第号
平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社
〇〇〇〇 〇〇〇〇 様

佐賀県統括本部情報課長

平成 年 月 日付で提出のあった佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線借受変更申請書について、佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線貸付要綱及び佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線貸付事務取扱要領に基づく審査の結果、下記のとおり変更し貸付けることに決定したので通知します。

記

1 貸付目的
変更前
変更後

2 貸付物件の種類
変更前
変更後

3 貸付区間（距離）及び芯数
変更前
変更後

4 備考

次の各号の一に該当するときは、貸付けの決定を取り消し、現状復帰を命じることがあります。

- (1) 本貸付変更決定通知書及び佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線貸借契約書に記載されている内容及び条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な方法により貸付変更の決定を受けたとき。
- (3) その他管理者が特に必要と認めたとき。

様式第5号

佐賀県公共ネットワーク光ファイバ貸付に係る情報公開承諾書

平成 年 月 日

佐賀県統括本部情報課長 様

〒

住所（所在地）

氏名（名称）

印

電話番号

佐賀県から貸付決定を受けた佐賀県公共ネットワーク光ファイバ芯線貸付決定通知書に記載されている事項について、佐賀県のホームページ上に掲載されることを承諾します。

様式第 6 号

佐賀県統括本部情報課長 様

住所
氏名

接続工事着手届

下記のとおり接続工事を施工したいので、届け出ます。

記

目的	
線路名	国道・県道・市道 号
クロージャ番号	
所在地	
工事期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
工事内容	
添付図面	位置図